

April  
2023

特定非営利活動法人  
ピースデポ  
<http://www.peacedepot.org/>  
Email [office@peacedepot.org](mailto:office@peacedepot.org)

第 20 号

# ピースデポ 脱軍備・平和 レポート

## 講義録

### 第 8 回「脱軍備・平和基礎講座」 「ジェンダーと平和、問われる日本」 —フェミニスト平和研究が問うてきたもの— 本山央子（お茶の水女子大学）

1990年代初め、米ソ冷戦の終結により、国際安全保障や平和構築に女性の権利やジェンダー平等などを根本原則に取り入れるべきだという機運が高まった。2000年には国連安保理で「女性・平和・安全保障」なる決議があがった。歴史的経緯を理解するために本山央子お茶の水女子大学ジェンダー研究所特任リサーチフェローの講義録をお届けする。

1. 分析レンズとしてのジェンダー
2. 国民国家の戦争と女性
3. 戦時性暴力という問題
4. 暴力：「自然」から権力関係へ
5. 戦争と「平和」の連続性
6. 平和・日常への問い
7. 冷戦後の国際安全保障の変化と主流化
8. フェミニズム改革の成功？
9. どのような平和構築なのか
10. 軍事化の進む日本でフェミニスト平和を再構築する

### 北東アジアの非核化に向けたオンライン・シンポジウム 渡辺洋介 ロシアのウクライナ侵略から 1 年の今

- 【国連総会】 国連総会緊急特別会合で 6 回目のウクライナ決議
- 【ロシア】 プーチン大統領の年次教書演説
- 【米国】 バイデン大統領、キーウ訪問とポーランドでの演説
- 【中国】 ウクライナ戦争の政治解決に向けた中国の和平調停案

### トピックス

原子力科学者会報、2023 年終末時計「残り 90 秒」と発表／米韓合同演習「フリーダムシールド」と北朝鮮のミサイル発射／ロシアが新 START 義務履行の一時停止を表明／辺野古不承認をめぐる国の裁決取り消し訴訟、沖縄県の訴え棄却

連載 全体を生きる (42) 梅林宏道

核軍縮：岸田さん、視野がズレています

平和を考えるための映画ガイド

戦争する王様たち ——『キングダム・オブ・ヘブン』

日誌 2023 年 1 月 16 日～2023 年 3 月 15 日

## [ 講義録 ] 第8回 「脱軍備・平和基礎講座」

# 「ジェンダーと平和、問われる日本」 —フェミニスト平和研究が 問うてきたもの—

本山央子

お茶の水女子大学ジェンダー研究所  
特任リサーチフェロー



2022年12月17日、ピースデポは、「ジェンダーと平和、問われる日本」と題して、2022年度の第8回脱軍備・平和基礎講座を開催した。講師はアジア女性資料センターの本山央子氏である。講義は、一貫してフェミニスト運動に関わり、近年はフェミニスト平和研究にも従事されている立場から、フェミニスト平和研究におけるいくつかの主要な問題に絞ってお話いただいた。ジェンダーというレンズで見た時に戦争と平和の見方がどのように変わってきたのか。またこの間、国際安全保障政策の中にフェミニストの平和研究や平和運動の知見が取り込まれてきているが、それが何を換え、何が問題として残っているのかなど興味深いお話を聞くことができた。核軍縮や基地問題を主な対象としてきたピースデポにとって、安全保障政策とフェミニスト平和研究との関わりという新しい問題意識に接することができた。この認識をより多くの人に知っていただきたいとの思いから本稿を掲載する。本稿は講義録をもとに編集部が作成した。(編集部)

## 1. 平和を考える分析レンズとしてのジェンダー

まず、分析レンズとしてのジェンダーというものを説明しておきます。フェミニズムの研究においては、ジェンダーを（それだけではないですが）主な分析枠組みとして使います。私たちが今この社会で見ている男性と女性のあり方とは、一つの現実として異なっています。しかしジェンダーという概念は、男女間の差異を社会的に構築されたものとしてアプローチします。つまり、私たちは男性と女性というどちらかに生まれ、生まれつきの身体の違いによって、生殖における役割も、性行為、性質や社会的な役割など、すべてが基本的に、自然によって決定されているんだという支配的なイデオロギーに対して、本当にそうなのかと問い直すところから出発しています。要するに、私たち人間が、性によって根本的に違っているという認識とかその認識に基づく実践ということが、いかに社会的、文化的に作られているのかということに焦点があるわけです。けれどもなぜこれが平和研究にとって重要な意味をもつのかといえば、ジェンダー分析は権力分析のレンズとしてとても重要だと思っています。というのは、すべての人間は基本的に男性と女性と

いう2つのカテゴリーに分けられ、そしてそのカテゴリーによって、はいあなたは男だから戦争に行ってくださいとか、あなたは女性だから家を守ってくださいとか。そういうことで人々をカテゴリーによって統治するということが行われてきたわけです。もともとそうになっているのだという、自然の装いのもとで人々を統治して組織して動員していくという、家族のようなマイクロレベルから、戦争や国際政治のマクロレベルまで、しかもそれが権力とかイデオロギーという風に見えなくて非常に自然な形で行われうという操作を見ていくときに、ジェンダーのレンズというのは非常に有効なのではないかと思っています。特に安全保障、平和とか戦争と言われる領域において、どういうふうに女性や男性というカテゴリーを使いながら戦争という組織化された暴力の過程に人々を巻き込んでいくのかということを見ていくときに、とても有効なのではないかと思います。今日はこのジェンダーのレンズを用いることにより、戦争とか平和がどういうふうに違う見え方をしてくるのかということをいくつかの問題からお話したいと思います。ジェン

ダーからの平和みたいなものに今日初めて聞くよって方もいらっしゃるかと思うので、ちょっと私の言葉遣いとかでわからないというものがあればどうぞ自由に止めて質問などしていただいて結構です。

基礎講座ということなので私の方からは、フェミニスト平和研究では、主なレンズとしてジェンダーというのを使うのですが、そのジェンダーでいうのがまあどういふものなのか、そのジェンダーのレンズで見た時に戦争と平和の見方が、どういうふうになってきたのかというのを、フェミニスト平和研究でいくつかの主な問題に絞って簡単にご紹介できればということが一つです。今の国際安全保障政策の中にフェミニストの平和研究なり平和運動の知見が取り込まれてきていますが、それが何を換え、何が問題として残っているのかということをご紹介します。その上で、皆さんも私もすごく関心があって皆さんと議論できたらなんと楽しみにしていますが、昨日ちょうど安保三文書も閣議決定されてしまい、非常に深刻な状況が進む中でフェミニストの平和研究とか平和の視点が、どういうふうに関わっていきけるのかということと一緒に議論できたら嬉しいと思っています。

まず考えなきゃいけない問題は、女性は平和的なものであるという最大のイデオロギーがあります。私は長崎の出身なのですが、この写真は長崎の平和公園にある沢山の彫刻の写真です。平和彫刻家の小田原のどかさんが長崎の平和公園にあるこれらの彫刻を研究されています。長崎の平和公園には彫刻エリアというのがありますが、とにかくほぼ女性像です。広島でもそうかもしれませんが、女性、特に母というものが平和の象徴としてあらゆるところに見られます。真ん中にあるアグリーな醜い像は、北村西望の弟子が作った母子像ですけど、こういう犠牲となった子を抱く母みたいなわかりやすいものがあり、女性は平和の象徴、本質的に平和である。あるいは戦争の場合、女性は無垢な犠牲者であるという、

こういう見方ですよ。

女性を平和と結びつけるという言説は、実はしばしば女性平和運動においてもよく見られます。日本の平和運動というのは結構、女性が大きな役割を果たしてきましたけども、そこで平和を守る母みたいな言い方が支配してきたということが歴史的にもあります。しかし実はフェミニストこそがこういう女性と平和を結びつける保守的に結びつける言説を最も厳しく批判してきたと言えます。先駆者の方でJ. B. エルシュテインという研究者がいるんですけども、この人は国家の戦争が生み出すジェンダーの典型的な語りとして「美しい魂と正義の戦士」という言い方をしています。女性は美しい魂、そしてその美しい魂を守る正義の戦士の戦いというですね、国民国家が戦争を正当化するときには生み出す典型的な言説です。

しかし本当に女性は本質的に平和な存在であって、そして暴力の主体とはなり得ないものなのかということを考えてみると、この言説のまやかしいというのは明らかですね。女性というのは直接的にももちろん暴力の担い手にもなり得ますし、間接的にも戦争の中で様々な役割を負っているわけです。明らかにまやかしい言説でありながら、この言い方というのが幅を聞かせているわけです。では、こういう言説がどうして支配的になってきたのかということですけども、一見、女性を素晴らしい、美しいという風に言っているようにも見えます。支配的な国際平和の議論では、平和は女性の領域とされていますけど、でも結局、平和というものの、つまりそれは彼らが考える国際秩序なわけですが、その平和の維持にはやはり暴力行使が不可欠であるという見方があるわけですよ。そうすると結局、女性というものは平和の象徴ではあり得ても、実際に平和を構築するためには暴力を使うことが不可欠であり、その暴力を担うのは男性でないとダメだという、結局、男性が政治権力を独占す



図1 長崎平和公園にある女性像

る正当化の言説として機能してきたということが言えるというふうに思います。

## 2. 国民国家の戦争と女性

では国民国家の中で女性というのはどういうふうに関割を負わされてきたのか、位置づけられてきたのかと言えば、国民国家において、女性の主たる役割というのは、子どもを産み育てる存在なわけです。子どもを育てるから政治とか戦争とかやらなくていいですよっていうことになっているわけです。ある意味では国民国家というのは、女子どもを守るということによって維持再生産されていくので、戦争の時には、将来の国民を産み育てるべき我々の女たちを外部の男たちから保護しなければならない。そのために我々は、戦争に行かなければならないんだという男性の役割が正当化されてきたわけです。これはアメリカの第2次世界大戦中のポスターです。無垢な母子に魔の手が忍び寄っている。ナチスドイツと大日本帝国の魔の手が忍び寄っているので、戦争に行かなければいけないというのがこの戦意高揚ポスターです。我々の女性を守るために保護者としての男性の役割が必要なのだということになる。この言い方はあらゆる国民国家において見られるものです。しかしフェニズムの視点から言うと、「君を他の男たちの暴力から守ってあげるよ」というこの男が一番危険なんですよ。最も危険な人ってというのはそういう人です。DVとか見てればとてもよくわかります。大抵、暴力によって相手を従える人は、「君を守ってあげるんだよ」と言って保護者として実際には暴力によって支配していくわけです。国家は、しばしばDVの男のような振る舞いをするわけです。国家はこのように、保護を売りつけるゆすり屋のような側面をもっているのです。国民というものがある意味では男性に対する女性のような位置づけをあたえられ、そして君を守ってあげるよという国家安全保障というもの



図2 第2次世界大戦中のアメリカの戦意高揚ポスター。母子にナチスドイツと大日本帝国の魔の手が忍び寄っている。

が出来上がってくるわけです。この視点から見ると我々の女が我々の手によって守られているこの状態というのを、彼らは平和と呼ぶけれども、力によって従わせられている側からみると、これは家父長制秩序という抑圧に他ならないということになっていきます。このあたりが、今の主流の国際平和、国際安全保障の見方とかなり違ってくるところなのかなと思います。

## 3. 戦時性暴力という問題

では、いくつかの具体的な問題について、フェミニストの平和研究がどう見てきたのかということを見ていきたいです。まず最初に見ていきたい問題は戦時性暴力という問題です。戦時性暴力、戦争と女性という時に、人々がパッとまず最初に思うのが戦時レイプだと思います。今のロシアによるウクライナ紛争でもロシア兵によるウクライナ女性への性暴力が大きく言われています。実際あることはあります。しかし戦争における女性の経験というのは本当に様々にあるので、その戦時レイプだけが、戦争において女性が被害を被る時の最も重要で最も深刻な最悪の経験だという、そこにすごく焦点が当たってきている。この見方が本当に女性の人権を主眼

においた語りだったのかということ自体が、やはり問い直されなければならないと思います。

女性というのは戦争において常に無垢な犠牲者であり、考えられる最悪のことというのは敵によるレイプなんだと、こういう見方が一方にあり、ずっと問題になってきたわけです。他方でしかし戦時レイプは起きてしまうよね。最悪のことだけど、でも避けられない、起きてしまうことだよという見方も一方にあるわけです。というのは戦争の中で男性が性暴力を振るうのは避けられないという見方がしばしばあるわけです。平和という秩序が崩壊した時に男性の本能が発露されてしまうというわけです。これは、男性にとって非常に失礼な見方で

すけれども。例えばこの典型的な言説として、橋本徹氏が2013年にこういうことを言っていました。「銃弾が飛び交う中で精神的に高ぶっている集団、つまり男性たちからなる軍隊が休息じゃないけども、性的な慰安をさせようと思ったら、慰安婦制度は必要だということは誰だってわかります」という言い方をしているわけです。この橋本氏の発言はですね、日本だけが慰安婦制度によって女性に対して性的な暴力を行ったということで批判されているのは不当だという言い方の中で、「だって、どこの軍隊であっても性が必要なことぐらいわかるでしょ。日本だけ言われる必要ないですよ」という言い方の中で彼は言ったわけです。これは性暴力に関する非常に典型的な言説、つまり、男性は性欲を抑えられないので普段は平和な時は、秩序があるのだからうじてコントロールされていますが、戦争時にはそういうことは言ってもらえないですよという見方ですよ。そうすると基本的に性暴力は男の本能だみたいなことになってしまうわけです。そうするといかに軍の規律を保つかですね、あるいは日本軍のように、しょうがないので軍が管理する性的な慰安施設を作って、そこで発散してくださいみたいなことになる。これどちらも性暴力が自然な本能によって起きるのだという見方ですね。それは発

散するのが必要なんだという、こういう見方の中でこういう理論が出てきています。

戦時レイプはずっと女性にとって最悪の被害だと見られていたので、国際戦争人道法の中で戦争と女性について最初に出てくるのも、この戦時レイプの問題です。ジュネーブ条約の1949年議定書の中で民間人に対する保護の中で、女性の性暴力被害は扱われています。この時なんて言われているかということ、これは「名誉に対する侵害である」というふうに言われています。この時の名誉というのは一体、誰の名誉に対する侵害なのか。女性を保護しなければって言いつつ、一体、誰の名誉をこの条約というのは守っていたのかという疑問が浮かんできます。フェミニストの国際法研究者であるチャールズワースとチンキンは、これを、女性を、男性と家族の所有物とみなすような規定であるというふうに指摘しています。こういう見方が、つまり戦争において女性は被害者なのだ、そしてその最大の問題は戦時レイプなのだ。そういう時のこの男性たちの間の協定というものは、ある意味でお互いの女性には手を出さない、紳士的な戦争の協定であるわけです。だからそういう意味では敵の外部の男たちが我々の女に手を出すと、そのことだけが問題にされているということが出来ます。

## 4. 暴力：「自然」から権力関係へ

この見方が、フェミニズム運動によって大きく変えられてきたわけです。一つの大きな契機は、第二波フェミニズム運動の中で「個人的なことは政治的なことだ」と言ったわけですが、女性たちがまさに日常の中で個人的に経験している暴力というものを政治化していく。そこに共通のパターンというものを見出ししていくわけですね。その中にはDV、性暴力であったり、セクシャルハラスメントなどの様々な暴力というものがあります。これらに通底するようなパターンというものをつかみ出していくということになります。そして、ここから上がってくる問いというのは、これほどの暴力がなぜ見過ごされてきたのかという問題、そして国家が守ろうとしてきたのは、権利主体としての女性の性的自己決定権なのか、それとも家父長制国家における正しい性秩序なのかという問いです。性暴力裁判では、しばしば被害者が裁かれると言われます。あなたはなぜそんな時間にそんなところをそんな服装で歩いていたのですか。今まで一体、何人男と寝たんですかというふうに聞かれてしまう。つまり、こういう性暴力、そしてその性暴力に対する社会の対応を見ていくと、一体どのような被害であれば家父長的な国家というものは、守るものとして対応し、あるいは守らないものとして見過ごしていくのかという、暴力に関する決定のあり方というものが、やはり一つの権力として見えてくるわけです。

こうした中で多様な領域において多様な形態で起きる女性たちが経験している暴力、そこに通定する一つの根底にある、歴史的に作られてきたパターンというもの、これが、私たちが問題にしているジェンダー化された権力ということになります。そのことを国際的にはっきりと述べたのが1993年の「女性に対する暴力撤廃宣言」です。そこでは何と言っているかということ、「女性に対する暴力は歴史的に作られてきた男女間の不平等な力関係に基づいているのであって、そしてそのような女性の従属を維持する社会的構造の一つである」というふうに述べられています。女性に対する暴力は「腐ったリンゴ」と呼ばれるような、秩序を犯す悪い男がいるとかそういう問題ではなく、まさに我々が秩序とか平和って呼んでいるその中に、女性に対する暴力抑圧を引き起こす通底するパターンがあるのだということです。ここから暴力という問題は、つまり男性の本能であるとか、男女は体格差があるから仕方がないよね、とかいうカッコ付きの「自然」と呼ばれてきたものから、はっきりとその背景にある歴史的社会的に作り出されてきた権力関係へと焦点を移してきた。その中で何が問われるかといえば、男女非対称的なジェンダー規範、男性であればある程度、性的自由を謳歌すべきであるし、女性であれば夫や父親に従うべきである、あるいは女性が性的な自己決定権を行使しづらく、従って暴力にさらされやすくなるような

政治的・経済的・社会的資源への不平等なアクセスであったり、異性愛家族主義であったり、生殖の自由の欠如といったような構造そのものが問題であるということに、政治

的な目標としては、これを変えなければならないということになってくるわけです。

## 5. 戦争と「平和」の連続性

この観点から、戦争における暴力を見ていくと何が見えてくるかということになると、戦争という時間を平和という時間から切断された時間として見ないということが、フェミニストの平和研究の一つの大きな特徴だと思えます。つまり女性に対する暴力とかそういうことを見ていくと、一つの通定するパターンが見えてくるというふうに言いましたが、まさに家庭から戦場に至る様々な形で経験されている暴力に通底するようなジェンダー関係というのが見えてくるわけです。戦場におけるレイプというものは、平和の秩序が崩壊したからというよりは、平和時における家父長的なジェンダー関係が、そこに連続してあるからこそ起きてくるものとして見えてくることになります。例えば今日の戦時レイプで、しばしばレイプというものが戦争の武器として使われるということが指摘されています。なぜ敵対しているコミュニティの女性を狙うことが戦略的に意味があるという風に理解されているのかといえば、女性身体というものが敵の共同体の未来に続く再生産の象徴として見られています。その女性身体を破壊するということに非常に大きな意味があります。それがコミュニティに非常に大きな恐怖と衝撃を与える。我々の女たちを守れなかったという男性の名誉や指揮に大きな打撃を与えるということが、何らかのジェンダー的な規範のバックグラウンドの中で、そういう風に理解されているということが見えてくるわけです。

あるいは戦争と「平和」の連続性というのを見る時、もう一つは戦争の終わりというものは、しばしばはっきりしないということが研究の中で分かってきています。戦後復興のあり方がしばしば男性中心的であり、例えば大体においてインフラとかが破壊されているわけですが、資源を受け取るための権利者が誰であるとか、土地の権利は誰が持っているのかという時に、男性中心的な戦後復興の中でも、女性が家族の生活を維持する。あるいは戦争直後という怪我人と病人も多いわけですし、そういう人々をケアする責任も女性は果たさなければいけないということになり、そうすると女性はリスクを犯して資源を手に入れようとしなければならなくなるわけです。

戦争が終わった後にかなりDVの被害が悪化するということも指摘されています。戦争が終わり、武装動員が解除され男たちが家に帰ってきます。彼らはしばしば武器を持ってうちに帰ってきます。そうするとDVというのが、まさに命に関わる危険性というのが増大していく

ことになります。それから人身売買の被害というものも非常に増えることが明らかになっています。特に男性を戦争で失ったような女性世帯であったり、難民の世帯であったり、そういう人たちは、もし戦後復興というものが男性中心的な形で作られていると極めて生存が困難になり、そうした人たちは生きるために人身売買や性暴力の危険に晒されていくということが多いわけです。あるいは強制結婚、児童婚というものも指摘されます。これはアフガニスタン難民、シリア難民でかなり児童婚のリスクが増えています。

また、保護者はしばしば権力を持っている抑圧者であるということの一つの事例ですけれども、戦後復興の中で、平和維持軍の兵士とか、あるいは国際援助の関係者が援助と引き換えに性的搾取を行っているというケースもしばしば指摘されます。ここでの被害というのは女性に限りません。男性や少年も被害に遭っています。ジェンダー分析とは、しばしば男性と女性の間の不平等な関係性に焦点を当てることだと思われがちなんですけれども、ジェンダー分析は、より複雑な側面を把握するためのものでもあります。必ずしも男性は権力を持ち女性を支配するという、そういう側面だけではないということも明らかにされてきています。先ほど女性というのは本質的に平和的かという話はかなり疑わしいのではないかという話をしました。けれども、もう一つの逆の面で言えば、では男性というのは本当に本質的に暴力的な存在なのかと言えば、このこと自体も非常に疑わしいわけです。ジェンダー研究の中では、軍事的な男らしさがいかに作られるのかが一つの焦点になります。男らしさという価値が、いかに軍事的な価値と結びついてしまうのかという側面です。市民的な生活の中で基本的に暴力というのは国家が独占しているので、民間人の男性が暴力を行使することは促進されませんので、男性たちはそういう暴力の行使に当然ながら必ずしも慣れていないわけです。しかし例えば軍隊の中で軍事的な暴力を行使するときに、お前は男である、そして女を支配する男なんだということが繰り返して教え込まれていくという側面であったり、あるいは性暴力の中で、男になるために性暴力を行使するというあり方が研究で明らかになっています。そして軍事的男らしさとしての性暴力というものは、女に対して向けられるだけではなくて、男性や少年に対しても向けられることがしばしばあります。

こうした中では敵の男性を、男らしさを否定し、性暴力を行っていくあり方とか、女性がその戦時性暴力に加

害者としていかに関わっているかということも一つ見えてくることです。女性が性暴力の加害者になるということに驚く人もいます。が性暴力というのは必ずしも我々が想定するような異性間の性交という形で起きるわけではありません。性暴力というのは広い様々な形で、その人の性的な自己決定とか性的な尊厳を傷つけるような様々な行為を指しますので、女性は実はいろんな形でその戦時性暴力の加害に関わっているということも指摘されています。例えばルワンダの虐殺の中で性暴力は非常に広範に起きていました。対立の中で、敵のコミュニティを破壊するための暴力として性暴力が行われたわけです。女性たちが自分達のコミュニティの男たちに対して敵の女をレイプしに行きなさいという風に歌を歌って

励ますというようなことがありました。あるいはイラク戦争では米軍の女性兵士が男性捕虜に対する性的虐待を行ったという事例もありました。様々な形で女性による加害のあり方というのも明らかになっています。またジェンダーと暴力に関わる一つのあり方というものは、男性は男性らしく、女性は女性らしく、同性愛や男女どちらか分からないといったような人とかいてはいけないというジェンダー体制を維持するためにも、暴力は使われます。男性らしくない男性に対する制裁として性暴力が行われたり、性的マイノリティに対して暴力が行われる。こうしたものが戦争という文脈の中でも結びつきながら起きているわけです。様々な形態というものがわかってきています。

## 6. 平和・日常への問い

戦争と「平和」という時間が分断されていないということは、我々が生きている日常、平和というふう考えられているものへの問いにもつながっていくわけです。今、女性もだんだん入ってきていますが、軍隊というのは男たちの世界という風に考えられています。例えば軍事活動を監視していくとき、やはりそこに男しかしばしば見えませんが、軍隊活動が可能になるためには実は膨大な女性たちの見えない労働が必要であるということも指摘されています。様々なものがありますが、例えば米軍基地などでは多くの労働者が働いており、そこにはもちろん男性労働者もいれば女性労働者もいます。これは、キャンプフォロワーというふうに言われていたけれど、昔、軍隊が移動するとその後には女の軍隊がついていくというふうに言われました。軍隊が移動するときに、そこに炊事洗濯をするような人たちが必ず必要なのですね。あるいはそこにセックスワーカーという人たちもいます。そうした形で様々な不可視化されているような労働の中で、軍隊というものは機能しているわけです。そこには軍人の妻たちという存在もあります。あるいは日常的に軍事化され、例えばミリタリー的なカモフラージュのものがかっこいいと、そういう形で消費者として機能する女性であったり、そういうことを様々な形で実は女性たちは、あなたたちは本質的に平和ですよ、暴力とかとても担えないですもんねって言われながら、実はそういう組織的な軍事の中に動員されているということが明らかになってきます。この分野で非常に有名なシンシア・エンローさんという研究者の「日常における軍事化のプロセス」には男らしさと女らしさという両方の概念、君は男だろうっていう風に訴えたり、あなたは女でしょうっていう風に訴えたりしながら両方の人たちを動員していかなければいけないというふうに述べています。

あるいは、これは特に日本の文脈でとても重要な指摘

でしたけれども、沖縄の女性たちが、まさに平和の中で軍による暴力が起きているということを指摘しました。この問題は、やはり戦争が起きている中で性暴力に焦点が当たっていくときには全く問題にされません。しかし平和の中で、そして敵ではない同盟軍によって性暴力というものが起きているわけですし、その背景には歴史的な植民地主義の問題も当然あります。また日米の軍事同盟みたいなものが機能するときに、我々の同盟軍である米軍が、人々にとってのまさに安全保障の脅威になる存在というふうに見えないための様々な仕組みというものがあります。基地の友好イベントであったり、そうした中にやはり私はこういう性暴力を見えなくさせるような様々な被害者を黙らせるような、社会的な抑圧であったり、司法のシステムということも関わっているというふうに思っています。

これも今の文脈の中で触れておきたいのですが、軍事化というものが様々な形で、男女両方に影響を与えます。特に問題なのは今、岸田政権が軍事費を膨大に増やそうとしていますが、こういう公的資源というものが軍事に持って行かれるということが、女性の権利にとってどういう影響をもたらすかは、一つの考えてみるべき問題だと思います。もちろん男性の権利にも当然影響を与えるわけですが、なぜわざわざ女性の権利と言わなければいけないかというと、公的な社会資質、例えば教育、ケア、介護、医療が削減されていくと、女性の権利、労働にかなり大きなインパクトがあることがわかっています。女性はそういうアンペイドケア、つまり不払いのケア労働、市場労働ではない部分の多くを担っていますし、市場的な介護や医療の労働でも低賃金労働者の多くを女性が占めているわけです。ケアに対して公的資源というものが十分に投資されなければ、明らかに世帯内で女性がアンペイドワークを増やして補うという関係が見られるわけです。UN Womenという女性の国連の機関が最近レポー

トを出していましたが、これは非常に大きな問題です。そして先ほどお話ししましたが、社会的な資源経済的な資源のアクセスに大きな男女差があり、そしてケアのようなことが女性の責任とされているという中で

は、そのことと女性が暴力に合いやすいこととの間にはやはり一つの相関関係が見られます。このことはやはり考えていくべき問題かなというふうに思います。

## 7. 冷戦後の国際安全保障の変化と主流化

ここまでフェミニストの平和安全保障分析というもの明らかにしてきたいくつかのことを紹介してきました。こうしたフェミニスト研究の知見が実際の国際政治の制度に取り入れられ、影響を与える機会というもの大きく進展したきっかけが冷戦の終結です。これにはいくつかの背景がありました。冷戦が終わってこれから人権や民主主義に基づくような、新しい価値を作っていくという気運が盛り上がった中で、人間の安全保障論というものも出てきました。その一方で、先ほど言ったような地域武力紛争で女性に対する性暴力が組織的に戦略的に使われることへの問題意識も高まってきます。そしてこの時にフェミニズム運動がグローバルにつながり、あらゆる政策領域においてジェンダー平等を強力に推進していくという要求を打ち出していきます。こうした流れの中で、冷戦後の国際安全保障の中にジェンダーの知見が取り上げられることとなります。その一つの成果が国際法の分野です。国際刑事裁判所規定において戦時性暴力が戦争犯罪として明記されることになりました。この過程ではもちろん日本軍の慰安婦問題が明らかになったということも大きなインパクトをあたえています。

さらに、国際安全保障や平和構築に女性の権利やジェンダー平等を一つの根本的な原則として入れていくべきということが、2000年の「女性・平和・安全保障」に

関する決議 1325号によって初めて国連安保理で確認されました。これは、かなり画期的ですよ。国連安保理は五大国が牛耳っていて、女性が安全保障問題に関係があるんですかみたいなことを言っていた人たちが、女性の権利とかジェンダー平等は大事な原則ですよと初めて言ったということは大きな転換点だったんです。この決議ではどういうことが言われたかということ、1つは武力紛争における性暴力の防止そして女性を保護しましょうということ。そしてもう一つ、とても重要なことで紛争の予防や解決に関わる公的意思決定に女性が対等に参加できるようにする。これはフェミニズム運動が強力にプッシュして勝ち取ったところですね。紛争を止める時に旧ユーゴでもルワンダでも女性たちの運動がかなり大きな役割を果たしましたが、平和交渉のテーブルには戦っていた軍人たちがいないという状況を、変えていくということが1つの大きな流れだったわけです。そして国連の平和維持活動にジェンダーの視点を入れていきましょうということ。この「女性・平和・安全保障」、略してWPSという政策枠組みには多くの国家が賛同し、日本政府も国内行動計画というものを作っていて、多く広く受け入れられている原則になったということです。

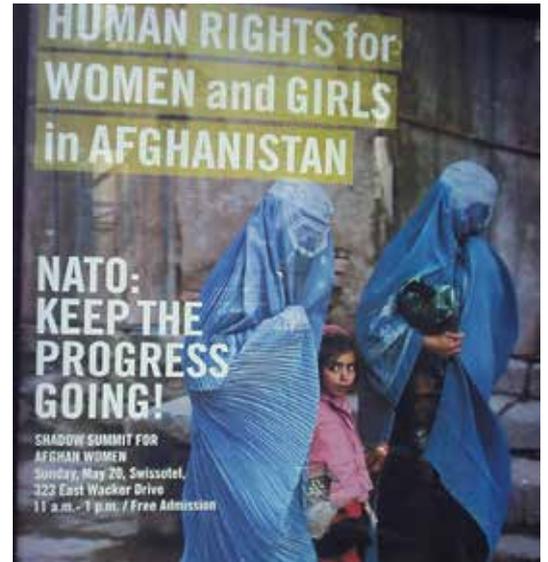
## 8. フェミニズム改革の成功？

しかし非常に大きな変化というもの起きてフェミニズムの改革が成功して良かったという話になるかというと、当然そうならないわけですよ。先ほど話したようなフェミニズムの視点に立つ平和研究とか平和運動は、やはり戦時性暴力だけが問題というよりは、その根底にあってしかも平時からずっと続いているような構造的なパターンというものを変えましょう、そのためには非常に幅広いことに取り組まなければいけない、それは当然、脱軍事化も含めてですね。ということが言われていたにも関わらず、やはり国際社会の関心というのは、ずっと武力紛争下の性暴力に集中してしまっているわけです。こうした武力紛争での性暴力だけに過剰に関心が集まるということの中で、女性は無力な犠牲者という一つのステレオタイプ的な見方が、再び強化されているわけです。それだけではなくて、これは今の私たちの生きる社会の中でとても大きな問題だと思いますが、戦時性

暴力が起きているのは、遅れた周辺地域の野蛮な男たちが女性たちを手にかけているのだという極めて植民地主義的な見方というものが出てきています。こうした中で普遍的な人権、ジェンダー平等の名において女性を保護するためには正当な暴力を行使しなければならないというのが、国連安保理を中心とする国際社会というもの女性が保護するための男性的な保護者の権力というものを我が物にするというような側面というものが出てきているのではないかと私は思っています。特にそれをあからさまな形で明らかにしてしまったのが、対テロ戦争、9.11後の米国ほか日本を含む帝国主義連合が行った対テロ戦争であったと思います。ここでの女性抑圧は、戦争とか軍事化そのものを問題化しません。さらには、日常におけるジェンダー化された権力の構造を変えなければいけないという議論が、女性を保護しながら戦争を安全にやるという、非常にパラドキシカルなかたちで女性

の権利が安全保障に取り入れられてきているのではないか。このポスターはアムネスティが何年か前に出したポスターです。これは NATO の会議の時に keep the progress going と、「進歩を前に進めろ」というような NATO へのメッセージが書いてあります。ここではアフガニスタンの女性がブルカをかぶっており、顔が見えないのでわかりませんが、やはり受ける印象としては、こういう女性たちを守るためには NATO の占領が必要なのだというふうに見えてしまう。そういうものというのが一つ気がかりな帰結です。

図3 NATO 会議の際のアムネスティのポスター。「アフガニスタンの女性や少女の人権」を守るために「NATO の占領が必要」なのか?→



## 9. どのような平和構築なのか

先ほどお話ししたような国連安保理の女性・平和・安全保障の原則のように、平和構築を進めていく上でジェンダー平等というのは絶対に落としてはならない基本原則の一つですよということが国際的に確立されたというのは事実です。そのこと自体はフェミニズム運動も頑張っただけでプッシュしてきた非常に重要な獲得だとは思いますが、しかしながら、どういう平和構築の中でジェンダー平等と言われているのかを考えないといけないだろうと思います。自由民主主義や市場経済の政治経済体制を作り出すことに非常に重点が置かれている。これは特にイラクの戦後復興なんか見ていると露骨な感じですが、そしてジェンダー平等はそういう体制があって初めて実現するんですよということが想定されているのです。ジェンダー平等という一つの重要な理念が、自由民主主義体制を確立するということの正当化のために使われている側面があるんじゃないかというふうに思います。アフガニスタンやイラクなどに対しては、国際法違反が疑われるような暴力的やりかたで体制転換が行われたわけですが、実はその責任が追及されていないですね。イラク戦争にしても誤った情報によって多国籍軍が攻撃したことの責任が全く追及されていない。この中でジェンダー平等ということが一つの正当化として使われていることを考える必要があるんじゃないかと思います。

特に日本との関係で言うと、これは本当に忘れてはいけないと思いますけれど、イラクを米連合軍が侵略占領

するときに、プッシュ政権は、あろうことか日本の占領政策の成功ということで歴史的な教訓というものを持ち出し、その中で日本の占領は非常にうまくいった。その一つの成功例は日本女性が解放されたことであるということを行いました。ジェンダー平等もちろん女性の権利がない平和は平和なのかということフェミニズム運動は問うてきたわけですが、しかしそれは何か暴力を正当化するために使われてしまっているということをどう考えるかということです。そしてこうした中で決して問われないのは、グローバル資本主義体制の中で生まれている不平等、日本のような豊かで平和を享受している国々が、その豊かな国々自身の享受する平和のあり方そのものは決して問われない。そしてその中で豊かで平和であればジェンダー平等になるという、日本を見ても非常に疑わしい想定というものが全く問題化されていないということです。先ほどお話しした「女性・平和・安全保障」に関する国際的な規範は、本来であれば日本を含むような国々も含めて問われるべきことですが、そうっていない。今、紛争が起きている国についてのみ、ジェンダー不平等と紛争の関係が問題化されているのです。しかしこういう不平等なグローバル社会のあり方というのは、貧しい南の国々における人々の安全、そして女性の人権に対して深刻なインパクトを与えている、そこを見ていかなければならないだろうというふうに思います。

## 10. 軍事化の進む日本でフェミニスト平和を再構築する

最後に、特に今、軍事化が進んでいる日本の中でフェミニスト視点からの平和ということをどう考えていくかということをお話ししたいと思います。今、ウクライナ戦争を契機として本当にかつてないほど、平和を維持するためには暴力というものは必要なのだという暴力の正当化が声高に叫ばれています。その中で、再び、女性の

性暴力の被害を利用する形で語られていることを私は感じています。これはあまりメディア等でそこまでないというふうに思われるかもしれませんが。例えば岸田政権が1週間ぐらい前に大変なお金を使って日本が国際的にどういうふうな女性の権利に貢献しているのかをアピールする WAW ! という宣伝イベントを行っています。日

本が本当に女性に対する暴力に取り組んでいるのであれば、それは悪いことではないかもしれませんが、一方で軍事化を進めつつそれが言われるというのはどういうことなのかということを考えないといけないのではないかと。そしてフェミニストの平和研究や運動が問うてきたことは本当に受け止められているのか、都合のよい形で取り入れられているだけではないかと思うわけです。これまでの平和の見方というのは国家間戦争のみを問題化して、力による秩序としての平和を、ある意味肯定してきたわけですね。そのフェミニストの平和研究や運動は、男女が戦争というものをどのように異なった形で経験しているのか、とりわけ平和の中から連続しているようなジェンダー暴力ということに着目することによって戦争と平和というものが実はいかに連続しているのかということを見てきたわけですね。そこから出てくるものは、決して女性というものは弱く、暴力に合う被害者になるので守ってくださいという保護者の権力を強化するためのことではなく、むしろ「保護してあげますよ」という権力そのものを解体していく、構造的な抑圧をどういうふうに解体していくのか。経済的、政治的な資源というものをどういうふうに平等に分配し、そして軍事主義をどのように克服していくのかという、そういう幅広い課題というものが問題であればフェミニズムの平和研究とか運動が問うてきたことであつたはずなのですが、非常に都合のいい形でつまみ食いされてきているなというのが私の見方です。特に今の国際安全保障体制というものはグローバル資本主義のもとでの不平等をその不満を暴力によって抑え付け維持するような体制になっていないか。そうした中でジェンダー平等が取り込まれていないかということ非常に懸念します。しかし、こういうグローバルの不平等体制ということを実際に問わないよう

なジェンダー平等、あるいは平和と女性の人権ってことが本当にあり得るのか。やはり女性の権利、安全ということが実現するためにはですね、より公平な資源の分配というものは不可欠だと思いますが、そうした構造的な問題というのは全く今、語られなくなっています。こうした中で日本も安全保障政策を転換しながら、女性ということを都合よく組み込んできているのではないかなというふうに私には見えています。

90年代はまだ日本を過去の戦争、慰安婦問題を含む戦争責任に向き合いながら人間の安全保障を推進しているという多少そういう気運もあったと思うのですが、特に対テロ戦争以降、国益の追求と安全保障ということはかなり密接にリンクするようになってきています。そして岸田政権の「自由で開かれたインド太平洋」という言い方の中にもかなり分断的な世界観の中で自由主義陣営の中に日本を位置付けようとしているわけですね。その中で自由主義のこの価値の中にジェンダー平等ということがスルッと入ってきます。その時に全く自らのあり方が問われていない。日本は、ご存知の通り世界の中でも後ろから数えた方が早いぐらいのジェンダー不平等な社会です。そこは自ら隠蔽し、ましてや慰安婦問題の責任を自ら取るということも全くないままです。日本もジェンダー平等や人権や民主主義を重視する自由主義陣営として一緒にこういう暴力の体制を担っていきますよという形で、安全保障政策が転換しているのではないかと思います。2013年に閣議決定された国家安全保障戦略の中では日本が「普遍的な価値」を掲げて軍事同盟を追求していくための積極的平和主義という文脈の中で、国際的な女性支援ということも取り込まれているわけですね。こうしたものをどのようにちゃんと批判していくのかということが今、問われているのだと考えています。

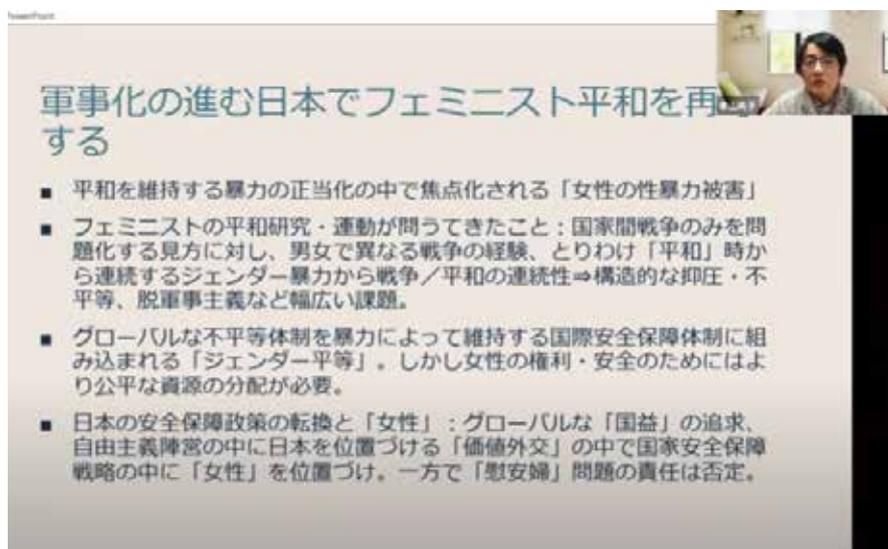


図4 2022年度「第8回脱軍備・平和基礎講座」で講演する本山央子さん

# 北東アジアの非核化に向けたオンライン・シンポジウム POP 対話に参加して

渡辺洋介 (ピースデポ研究員)

## 1. アランから届いた1通のメール

2022年1月初め、核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)のグローバル・コーディネーターを務めるアラン・ウェア(Alyn Ware)から1通のメールが届いた。PNNDが韓国の団体が主催する「POP対話」という会議の分科会を企画することとなり、その分科会の共同司会をピースデポでやってもらえないかという話であった。分科会のテーマは「北東アジアの非核化—非核兵器地帯の実現に向けた3+3モデル」であった。ピースデポはこれまで4半世紀にわたり北東アジア非核兵器地帯の実現を訴えかけてきた。おそらくそうしたことからピースデポに話がきたのであろう。依頼を受けて、私が共同司会として参加することとなった。

## 2. POP対話とは

POP対話とは、平昌五台山(ピョンチャン・オデサン)平和対話(The PyeongChang Odae-san Peace Dialogue)の略称である。韓国東北部に位置する平昌は、周知の通り、2018年冬季オリンピックの開催地であり、五台山は平昌の北東約20kmに位置する景勝地である。POP対話は、平昌冬季オリンピックを機に発足した「平昌平和フォーラム」を発展させたもので、毎年2月に開催される2種類のフォーラム(英語/韓国語)および合宿などの各種イベントで構成されている。

2023年のPOP対話は「SDGsで平和を再創造する—平和-気候-SDGsの連携で人と地球を守る」を全体テーマとし、英語のセッションは2月7日から10日までオンラインで、韓国語のセッションは2月14日から16日までオンラインで、17日から18日まで対面で五台山にて開催された。このうち、私が参加したのは2月7日の第2分科会で、上述の北東アジアの非核化に

関するセッションであった。

## 3. 分科会に参加して

分科会はアランの司会で始まった。パネリストには、日本から犬塚直史さん、韓国から金マリアさん、モンゴルからエンフサイハン・ジャルガルサイハンさんの3人が参加した。まず、犬塚さんが、2021年7月に発足させた「北東アジア非核兵器地帯設立をめざす3+3国際市民連合(C3+3)」と翌年8月に立ち上げた「北東アジア非核兵器地帯条約を推進する国際議員連盟(P3+3)」について、その設立の経緯や現状について説明した。犬塚さんによると、2023年5月には自ら韓国へ赴き、現地の国会議員らとの意思疎通をはかる予定であるとのことだ。次に、かつてピースデポで働いていたこともある金マリアさんが、パワーポイントを駆使し、北東アジア非核兵器地帯の実現に向けたNGOの取り組みを時系列で紹介した。私が知らない事実も多く、勉強になる報告であった。最後に、エンフサイハンさんが、北東アジア非核兵器地帯の実現に向けたモンゴルの取り組みなどについて紹介した。その後、パネリストの間での議論に移り、分科会の最後にアランが一言感想を求めてきた。私は「犬塚さんが進めているP3+3が今も前に進んでいることを知れてうれしかった。可能であれば、こうした動きの手助けをしたい」という率直な思いを述べた。

北東アジア非核兵器地帯は、北東アジアの恒久平和へ道を開くとともに、日本が米国の核の傘から脱し、核兵器禁止条約に加入するための突破口となる構想でもある。その価値をより広く認識してもらうために、北東アジア非核兵器地帯に関する会議に参加するなど、折を見て今後もアドボカシー活動は続けていきたい。



図 POP対話第2分科会(2023年2月7日)の登壇者。左上より時計回りで、アラン・ウェア、渡辺洋介、犬塚直史、金マリア、エンフサイハン・ジャルガルサイハンの各氏。

# ロシアのウクライナ侵略から1年の今

2023年2月24日、ロシアのウクライナ侵略から丸1年がたった。ウクライナ、ロシア双方の言い分は妥協の余地が見いだせず、戦争は長期化の様相を呈している。2年目に入る時点での異なる立場の4者の立ち位置を抑えておく。(編集部)

## [国連総会] 国連総会緊急特別会合で6回目のウクライナ決議、141か国の賛成で採択

ロシアのウクライナ侵略からまる1年となる前日の2023年2月23日、国連総会緊急特別会合で、「ウクライナにおける包括的、公正かつ永続的な平和の根底にある国際連合憲章の原則」と題した決議が賛成多数で採択された。

決議は、「国連憲章の目的と原則を想起し」、「武力による威嚇または武力行使によるいかなる領土の獲得も合法と認められないことを再確認」(前文)した上で、「国連憲章の原則に基づいて、ウクライナにおける包括的で公正かつ永続的な平和に可能なかぎり早期に到達する必要性を強調する」(主文第1節)としている。そして「ロシアに対し、国際的に認められたウクライナ領土からすべての軍事力を即時、完全かつ無条件に撤退するよう要求し」(主文第5節)、「ウクライナの重要インフラへの攻撃と、住宅、学校や病院などの民間施設への攻撃の即時停止を求め」(主文8)ている。

同決議はウクライナが提案し、欧米各国や日本が共同提案国となり国連全加盟国193か国の73%に当たる141か国が賛成した。反対は、ロシア、ベラルーシ、北朝鮮など7か国。中国、インドなど32か国が棄権した。国連総会緊急特別会合でウクライナに関する決議が採択されたのは6回目で、141の賛成国数は、これまでで最も多かった「ウクライナの領土保全：国連憲章の原則の擁護」と題した4回目の決議での143か国とほぼ同じで、ロシアの軍事侵攻に対する各国の批判を反映したものとなっている。一方で、反対、棄権、欠席を合わせると、ロシアへの配慮を示した国もおおよそ50か国にのぼっていることも事実である。採決の後、ウクライナのクレバ外相は、「今日の結果は、ウクライナを支持しているのが、西側諸国だけではないという証拠だ」と述べた。

## [ロシア] プーチン大統領の年次教書演説

2023年のプーチン大統領の年次教書演説(2月21日)は、前年のロシアによるウクライナ武力侵攻への言及から始まる。「1年前、我々の歴史的な土地の人々を守り、我々の国の安全保障を確保し、2014年の政変に続くウクライナを掌握したネオ・ナチ政権から来る脅威を除去するために、特別軍事作戦の開始が決定された。」ウクライナにおける戦争をどう捉えるかについての要約部分は次のようである。「我々はウクライナの人々と戦争状態にあるのではない。そのことを私は何度も明らかにしてきた。ウクライナの人々は、キエフ政権と西側のハンドラーの人質に取られているのだ。彼らは事実上、政治的・軍事的・経済的にあの国を占領し、自然資源を略奪することで何十年もウクライナの産業を破壊してきた。このことは社会の退廃および貧困と不平等の途轍もない拡大をもたらした。」ここから次の言明がなされる——「死傷者の法外な数そしてウクライナにおける武力紛争を扇動・拡大してきたこと責任は専ら西側のエリートおよび今日のキエフ政権にある」と。この陳述の妥当性

はこれから徐々に検証されるであろう。

演説のより重要な側面は、ロシア社会の現状の評価、文化・政治・経済・科学技術・教育の今後のあり方への言及である。計画経済の破綻に続く1990年代のカオスにおいて、ロシアは市場経済システムに舵を切り替えた。それは「概ね正しい行動であった」。結果はどうか。ロシアは石油、天然ガスなど原材料の供給国となった。富裕層は資本を大邸宅やヨットなど外国での奢侈的消費に充てた。しかし彼らはせいぜい「二流の異邦人」である。ここから自国への生産的投資の必要性、そのためのインフラ開発が強調される。ここでは高等教育の重要性を述べた箇所を引用しよう。「ここで我々が必要とするのは、ソビエト教育システムの最良のものと最近数十年の経験との総合である。」

「戦争という学校は何ものにも代え難い」と戦争の悲惨をプーチンは糊塗する。ここに彼のジレンマがある。しかし、ここにこそ現状を打開する鍵が潜んでいるともいえよう。

## [米国] バイデン大統領、キーウでウクライナ大統領と会談後、ポーランドで演説

2023年2月20日、バイデン大統領は、ロシアによる軍事侵攻後、初めてウクライナの首都キーウを訪問し、ゼレンスキー大統領と会談した。訪問の目的はウクライナの民主主義、主権、領土の一体性に対する揺るぎないコミットメントを再確認するためとしている。バイデン大統領は、防衛用品などのために最大4億5,000万ドル、防衛に限らない支援をするために最大1,000万ドルの追加支援を行うと発表した。会談後の共同声明で、バイデン大統領は、ウクライナ支援を検討した結果、NATO加盟国から日本まで世界の50を超える国が軍事や経済、人道面で、前例のない支援をウクライナの自衛のために行ったとして、その成果を強調した。

翌21日には訪問したポーランドの首都ワルシャワで演説し、ウクライナを支え続けていく決意を改めて強調した。この中でバイデン大統領は「1年前、世界はキーウの陥落に直面していた。」「第二次世界大戦以来、ヨー

ロッパで最大の陸戦が始まった。そして75年以上にわたって平和、繁栄、安定の礎となってきた国連憲章の原則が打ち碎かれる危険にさらされていた」と振り返った。その時、国家主権、自由に生きる人々の権利、民主主義のために立ち上がるのかが問われ、我々は「侵略から自由に生きる人々の権利のために立ち上がった」とした。そして、「残虐行為が自由の意志を粉砕することはない。そしてロシアがウクライナで勝利することは決してない」と述べるとともに「我々のウクライナへの支持が揺らぐことはなく、NATOが分断されることもない」と述べ、ウクライナを支えていく決意を改めて強調した。さらにロシアの市民に対しては、「米国とヨーロッパ諸国は、ロシアを支配したり破壊したりしようとはしていない。隣人と平和に暮らしたいだけのロシア市民は敵ではない」と呼びかけた。

## [中国] ウクライナ戦争の政治的解決に向けた中国の和平調停の試み

ロシアのウクライナ侵攻1周年にあたる2023年2月24日、中国外務省は12項目からなる「ウクライナ危機の政治的解決に関する中国の立場」と題する文書を公開した。その12項目とは、(1)各国の主権の尊重、(2)冷戦思考の放棄、(3)戦闘の停止、(4)和平交渉の再開、(5)人道的危機の解消、(6)民間人や捕虜の保護、(7)原子力発電所の安全確保、(8)戦略的リスクの低減、(9)食糧の外国への輸送の保障、(10)一方的制裁の停止、(11)産業・サプライチェーンの安定確保、(12)戦後復興の推進、である。このうち(3)と(4)は「和平案」と言えなくもないが、その内容は抽象的な立場表明であり、具体性を欠いている。例えば、各当事者はロシアとウクライナが互いに歩み寄ることを支援し、できるだけ早期に直接対話を再開させるべきだとか、国際社会は和平交渉を再開するための条件を整え、プラットフォームを提供すべきだなどと述べるにとどまり、和平に至るまでの具体的な方策は何ら示されていない。

この文書に対して、2月24日、ロシア外務省報道官は評価したが、ウクライナのウォロディミル・ゼレンスキー大統領は「戦争の当事国だけが和平案を提案できる」

「いくつか同意できない項目がある」と述べ、慎重な立場を示した。また、ウクライナを支援する米国のジョー・バイデン大統領も同文書について「ロシア以外の誰も利することはない」と否定的な見解を示した。同様に、北大西洋条約機構(NATO)のイェンス・ストルテンベルグ事務総長も「中国は違法なウクライナ侵攻を非難できないので、あまり信用されていない」と述べ、否定的な見方を示した。

3月20日から22日にかけて、中国の習近平国家主席はモスクワを訪問した。ロシアのプーチン大統領と会談し、ウクライナ問題についても話し合われた。プーチン大統領は「中国が提示した和平案の条項の多くは、ロシアのアプローチに合致しており、欧米とキエフがその準備を整えたときに、平和的解決の基礎となり得ると考えている」と述べたものの、「しかし、今のところ、彼らの側にはそのような準備は見られない」(ロシア大統領府の記者声明、3月21日)として中国の和平調停を受け入れなかった。ロシアとウクライナだけでなく、米国をはじめとするNATO諸国も和平交渉の当事者に含めた調停の一刻も早い実施が求められる。

# トピックス

## 原子力科学者会報、2023年終末時計を人類滅亡まで「残り90秒」と発表

2023年1月24日、原子力科学者会報が2023年の終末時計を発表した。人類の終末までの残り時間は、90秒。最も少なかった2022年の100秒から、さらに10秒短くなった。

終末時計とは、米国の原子力科学者会報が、1947年から定期的に発表しているもので、核戦争などによる人類の終末を午前0時とし、終末までの残り時間を「あと何秒」という形で示している。終末時計が最初に発表された1947年当初は核兵器の脅威を念頭に終末時計が決められていた。2007年からは気候変動の脅威も含み終末時計を決めるようになった。

原子力科学者会報によると、今年10秒進んだ理由としては、ロシアによるウクライナ侵攻とそれに伴う核兵器使用のリスク増大、気候変動がもたらす継続的な脅威、さらに新型コロナウイルスなどの生物学的脅威に対する

国際的規範や制度の未整備などが要因としている。

2020年の終末時計は、残り100秒とされた。この時は1947年の発表以降、最も終末に近づいた。背景には、核戦争と気候変動という二つの危機に同時に直面していることがある。核戦争については、中距離核戦力全廃条約INFの失効などによる軍備管理条約がなくなったこと、核戦争の障壁の低下、北朝鮮やイランの核開発への懸念などが脅威として挙げられた。気候変動に対する意識は高まったものの、一方で各国政府の気候変動に対する具体的な対策が不十分なことも要因としている。第2次世界大戦直後の核戦争の脅威に対する危機感の時の「残り2分」よりも、21世紀に入って20年を超えてから以降の「終末までの残り時間」がより短くなっている状態の慢性化は極めて深刻である。

## 米韓合同演習「フリーダムシールド（自由の盾）」と北朝鮮のICBM含むミサイル発射

2023年3月13日～23日にかけて米韓両軍は、約5年ぶりに春の定例演習である大規模な合同演習「フリーダム・シールド（自由の盾）」を実施した。高度化する北朝鮮の核・ミサイル技術への対応能力の向上を図ることが目的とする。これと並行して合同野外機動演習「戦士の盾」も行われ、その一環で、3月20日から24日まで韓国の西側海上で米軍と合同で戦闘機の射撃訓練も行われた。韓国軍は、「今後も実戦のような訓練で決戦態勢を確立していく」と強調している。連合ニュースによると、この間、上陸訓練を含むおよそ20の訓練が行われ、これと合わせて、米軍の原子力空母「ニミッツ」や原子力潜水艦も展開した。

これに対し北朝鮮は猛反発し、3月12日の朝鮮労働党中央軍事委員会の拡大会議で「戦争抑止力を攻撃的に活用するための重大な実践的措置を決定した」と発表した。実際2月下旬から3月23日までの期間、2日から3日に1回の頻度でミサイル発射を繰り返し、米韓両軍の訓練に対抗した軍事行動を続けた。主なものは以下である。

- ・2月23日、巡航ミサイル発射訓練。
  - ・3月9日、軍事訓練で短距離弾道ミサイルを発射。
  - ・12日、潜水艦「8・24英雄艦」から2発の戦略巡航ミサイルを発射。
  - ・13日、地対地戦術弾道ミサイル2発を発射。
  - ・16日、ICBM火星17の発射訓練。高度6045キロ、飛距離1000キロ。
  - ・18日、核反撃仮想総合戦術訓練を実施（～19日）。訓練を指導した金正恩朝鮮労働党総書記は「敵に対していつでも迅速に稼働できる「核攻撃態勢を完備」の必要があるとし、「核戦争抑止力を幾何級数的に増大」する必要があると訴えた。
  - ・19日、短距離弾道ミサイル1発を発射。
  - ・21日、「核無人水中攻撃艇『ヘイル』」の実験と訓練及び、戦略巡航ミサイル『ファサル』の発射訓練（～23日）。
- 2022年8月末から米韓合同演習が再開される中で、これに対抗した北朝鮮の軍事行動が続いており、朝鮮半島情勢は緊張の度合いが高まっている。

# ロシアが新 START 義務履行の一時停止を表明 米国は核戦力に関する情報提供の停止で対抗

ロシアのプーチン大統領は2023年2月21日に行われた年次教書演説でロシアと米国の間で結ばれた新戦略兵器削減条約（新 START）の義務履行の一時停止を表明した。プーチン氏は演説で、米国はロシアに対して両国間の合意をすべて履行するよう求めているにも関わらず、自分たちは好きなように振る舞っていると述べたうえで、彼らはロシアに戦略的敗北を与え、核施設にも行こうとしていると非難、新 START で定められた核関連施設に対する査察の拒否を正当化した。

これに対し、米国家安全保障会議のカービー戦略広報調整官は、3月28日、対抗措置として、新 START により義務付けられている核戦力に関する年2回の情報提供を停止すると発表した。米國務省副報道官は、条約上義務付けられているそれ以外の通知は引き続きロシアに送ると補足した。

こうした事態に至った経緯は以下の通りである。米ロ両国は新型コロナ・パンデミックを理由に2020年から

核関連施設の査察の一時停止に合意していた。パンデミックが落ち着きを見せ始めた2022年6月、米国が査察再開をロシアに求めたのに対し、ロシア外務省は、8月8日、他の新 START の規定は守るとしたうえで、核関連施設への査察の一時停止を発表した。この問題などを話し合うため、11月29日から新 START の2国間協議委員会（BCC）が開かれることとなったが、直前の28日に延期となった。米國務省報道官によると、ロシア側が理由を示さず一方的に会議延期を通告してきたとのことだ。一方、ロシア外務省のザハロワ情報局長は、延期の原因について、米国が極めて有害で敵対的な対応をとっていることであると非難、ウクライナ戦争をめぐる米ロ間の厳しい対立が新 START の義務不履行の理由であることを示唆した。米ロ間に残る唯一の核軍縮条約を完全に崩壊させないためにもウクライナ戦争の早期収拾が求められる。

## 辺野古埋め立て不承認への「国の関与」取り 消し訴訟、福岡高裁は沖縄県の訴え棄却

米海兵隊普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古への移設計画に係わり、沖縄防衛局が申請した設計変更を沖縄県が不承認とした。このことについて、国土交通相が行った「裁決」と「是正の指示」が違法だとして、沖縄県がそれらの取り消しを求めた2つの裁判がある。2023年3月16日、福岡高裁那覇支部は、これらの訴訟につき沖縄県の訴えを棄却した。判決は、沖縄県が軟弱地盤の改良工事を不承認とした理由に踏み込みつつも、その判断をことごとく「裁量権の逸脱、乱用」と断じた国土交通相の「裁決」や「是正の指示」を「適法」と認めたうえで、それらの取り消しを求めた沖縄県の訴えを退けたのである。同日、玉城知事はコメントを出し、「裁判所の判断は、公有水面埋立て法によって認められた地域住民の利益を守るための知事の裁量を否定したものであり、地方自治の観点からも許されるものではありません」と反論した。

この問題は、2020年4月21日、沖縄防衛局が、沖縄県に対し軟弱地盤の改良工事に係る設計変更申請書を

提出したことに始まる。沖縄県は、申請書を縦覧し、住民意見も求めながら時間をかけて検討し、2021年11月25日、変更申請に対し不承認とした。その理由として、まず軟弱地盤に関して、地盤の安定性に関して最も重要な地点の調査が実施されていないなど、軟弱地盤の調査が不十分なことを指摘した。絶滅危惧種のジュゴンへの影響については「事業の実施がジュゴンに及ぼす影響について適切に情報が収集されておらず、よって適切な予測が行われていない」ことも不承認の理由とした。これを受け、12月7日、防衛省は行政不服審査法に基づき国土交通相に審査請求をし、国交相が2022年4月に知事の処分を取り消す「裁決」をし、さらに裁決の20日後、地方自治法に基づく「是正の指示」を沖縄県に出したものである。そこで沖縄県は、国土交通相の「裁決」と「是正の指示」を取り消すよう求めたのが、今回の訴訟である。

3月23日、沖縄県は、高裁判決を不服とし、2件につき最高裁に上告した。

# 全体を生きる

梅林宏道

(題字は筆者)

## 第42回 核軍縮：岸田さん、視野がズレています

岸田文雄首相は、2021年の自民党の総裁選に挑む前に「核兵器のない世界へ—勇気ある平和国家の志」（日経BP、2020年10月）と題する本を出版した。首相になってからの施政方針演説においても、『核兵器のない世界』に一步でも近づくことができるよう…」（2021年12月）、「広島で開かれるサミットの機会を捉え、『核兵器のない世界』に向け…」(2023年1月)と、繰り返し核兵器廃絶への努力を表明した。

原子核エネルギーの解放という20世紀の科学の粋が核兵器を生み、それが戦時において日本の2つの都市の攻撃に使われ、一瞬の爆発で市民の大量殺りくと生涯つづく放射能被害をもたらした。人類史に記憶されるべきこの大事件を体験した日本の市民と政府は、核兵器廃絶をめざして人類のために働くべき使命を負っている。

にもかかわらず、長きにわたって、日本政府の言辞や行動にそのような気概を感じることができない。そんな中で、広島出身であることを政治信条の原点として繰り返し表明し、外務大臣としても、総理大臣としても、「核兵器のない世界」への努力を言葉にしてきた岸田総理大臣の存在は、注目され、期待されるに値するであろう。

しかし、いったいこの人物はどうなっているのだろう。理解に苦しむ、言行不一致の振舞いに筆者は幾度となく悩まされてきた。5月にG7サミットを広島で開催する彼の行動に対して「政治的パフォーマンスのために広島を利用している」という批判が生まれるのも無理からぬことと思われる。岸田氏の信条からくる言動が、実際に核兵器廃絶に貢献するためには、一つ一つの言動の背景となる視野について、氏は深く自省しなければならないであろう。

岸田首相に関するよく知られた最近のエピソードは一つの手掛かりになる。

首相がウクライナへの極秘訪問の際にもっていった宮島土産の「必勝しゃもじ」のことである。出口の見えない戦争で、ウクライナ市民であれロシアの兵士であれ殺され続けなければならない状況の重さを考えると、「必勝しゃもじ」のメッセージは余りにも場違いである。G7サミットを念頭

においた訪問であることを考え合わせると、首相の視野のズレは深刻である。首相にとっての広島は、被爆した「世界の広島」ではなく、「選挙区の広島」に過ぎない。

似たようなチグハグさを、首相の前掲の著書を読んだときにも感じた。著書は、「核兵器のない世界」は理想であるが、困難な現実的な課題があるとして、「国際社会が今も抱えている数多くの難しい問題、言い換えれば核廃絶には避けて通れない『不都合な真実』を真っ向から論じてみたい」と述べていた。ところが、この「不都合な真実」という言葉を、岸田氏は場違いな視野で使った。

「不都合な真実」は、米国のアル・ゴア元副大統領が使った言葉として有名になった。それは人々が豊かさや便利さを享受している日常の在り方が、地球温暖化を生み私たちの未来を脅かしていることを、事実をもって示した警告の言葉であった。自分自身に不便や我慢を強いるものであっても直視する必要がある事実を示す言葉として「不都合な真実」という言葉はある。自分自身を問う視野なしにこの言葉はない。

ところが、岸田氏が述べた「最も厄介と思われる『不都合な真実』」は、北朝鮮の核開発であり、「第二の不都合な真実」は中国の核戦力の動向であり、明確に第三とは言わないが語り口からすると「使える核」や「核の先制使用」をいうロシアの存在である。それらの真実が、日本が頼りにする米国の核戦略を規定していると、岸田氏は指摘する。これは「不都合な真実」でも何でもない。自分に好都合な視点から、核兵器廃絶への障害となる悪者の名を挙げているにすぎない。

岸田氏は、しばしば口にする「厳しい安全保障環境」と「核兵器廃絶」との関係において、「不都合な真実」に何度も直面してきたはずである。

2015年4月27日に国連本部で始まった第9回NPT再検討会議に、岸田氏は外務大臣として出席し、「…核兵器のない世界に向けて進展を勝ち取る決意です」と演説した。ところが、同じ日に、岸田氏を含む日米の2+2協議会は、9月に国会で強

行採決される安保法制を先取りして集团的自衛権の行使を前提にした日米防衛協力への新ガイドラインに合意した。この合意は平和憲法の形骸化を一気に進め、アジアの安全保障環境を確実に悪くした。

ロシアのウクライナ侵攻という厳しい状況のなかで開催された昨年の第10回NPT再検討会議においても、岸田首相は会議に直接出向いて「ヒロシマ・アクション・プラン」を演説した。しかし、一方では、日本の敵地攻撃能力保有へと舵を切り、5年間で軍事費を対GDP比で倍増するという大軍拡のメッセージを発して、アジアの安全保障環境を悪化させた。それは間違いなく、核兵器廃絶に逆行するものである。

あまりにも言行がバラバラでチグハグである。これでは核兵器廃絶への本当の「不都合な真実」が視野に入っていない。

岸田氏が現実主義を強調することに同感である。せっきくの広島でのG7サミットだから、岸田首相はアジアの安全保障環境の改善による核兵器廃絶の道を提案すべきである。具体的には、すでに日米韓の研究者やNGOから現実的な提案が出されている北東アジア非核兵器地帯の設立を、10年の長期プランとして提案する好機である。韓国の尹大統領も呼んで日米韓首脳で話せばさらに好い。G7のNATO勢の首脳がウクライナ戦争の平和的解決を構想するためにも好影響を生むであろう。

うめばやしひろみち

1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデポ特別顧問。長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)初代センター長(2012～15年)。



## 平和を考えるための 映画ガイド

### ◆映画『キングダム・オブ・ヘブン』

## 戦争する王様たち —— 『キングダム・オブ・ヘブン』

本作のリドリー・スコット監督には幅広いジャンルの名作がある。処女作『デュエリスト』において19世紀の決闘を描き、そこからローマ帝国の剣闘士を題材にした『グラディエーター』の大ヒットがあって、本作『キングダム・オブ・ヘブン』では十字軍時代の騎士たちを取り上げた。最近では14世紀フランスを舞台にした『最後の決闘裁判』もやはり騎士道あるいは決闘をテーマとしている。もうじき公開の新作映画も『ナポレオン』だから、特に歴史映画では実は処女作から一貫して同じテーマに取り組んでいる。

単に騎士道を理想化するのではない。むしろ騎士道や決闘を取り上げるのはリドリー・スコット監督が戦争を描くための枠組みなのかもしれない、と思われる。それによって実際戦いに従事する当人の暮らしを描くことができる上に、その精神的側面にまで深く踏み込むことができる。ヨーロッパなら騎士道、日本なら武士道というところだが、要は人間が戦いにあたって何を「名誉」とし何に価値を見出して自分の命を投げ出すのか、ということにこの人の歴史映画を観る面白さがあると思う。

本作のディレクターズカット版には二人の印象的な王

様が登場する。十字軍によって建国された「エルサレム王国」のボードゥアン四世はらい病のため常に仮面をつけているが、英明で、ヨーロッパ中から押し寄せ「聖戦」を求める十字軍の騎士たちをなんとか抑え込んで平和を保とうとしている。建国から一世紀の間にイスラーム勢力は英雄サラディンのもとで統一され、軍事力においてキリスト教勢力より圧倒的優位に立っていたからだ。

興味深いことにボードゥアン四世もサラディンも「狂信者」とは描かれない。この二人の王様は共通の作法のようなものを通して理解しあっている。狂信は実際に戦って死んでいく騎士たちの間だけにある。互いを尊敬しあう王様たちの姿はこの映画の見どころではあるが、同時に、最初は愚かしいだけに思える宗教的熱狂の儂さのようなものも後半には見え隠れする。

(うろこ)

『キングダム・オブ・ヘブン』

監督：リドリー・スコット

2005年/アメリカ/194分(ディレクターズカット版)

# 日誌

2023.1.16~3.15

作成:前川大、役重善洋、山田春音  
湯浅一郎、渡辺洋介

## 【核兵器・軍縮】

- 1月24日 原子力科学者会報、「終末時計」を人類滅亡まで90秒に設定し、史上最も危険な状態と分析(本号参照)。
- 1月26日 米軍、グアム島に新たな海兵隊基地開設。
- 1月27日 米NBCニュース、米空軍の大將が、2025年までに中国が台湾に侵攻し、米中戦争が起り得ると警告と報道。
- 1月30日 露外務次官、新STARTが後継条約なしに満期(2026年)を迎える可能性について「十分にありえる」との見解を表明。
- 2月4日 米国国防長官、米軍戦闘機が米本土上空を飛行していた中国の気球を撃墜したと発表。
- 2月9日 米軍、ICBM「ミニットマン3」の定期発射実験実施。
- 2月14日 原水爆禁止広島県協議会、5月のG7首脳会議で岸田首相は「核兵器の先制使用や『使用する』との脅迫をしない」と宣言すべきとの文書を、内閣府に提出。
- 2月21日 露大統領、新型ICBM「サルマート」を年内に実戦配備と表明。
- 2月21日 露大統領、年次教書演説で新STARTの履行停止を表明。ただ、離脱はせず核弾頭数上限は引き続き順守と説明(本号参照)。
- 2月22日 米大統領、露の新START履行停止について「大きな間違い」と批判。
- 2月22日 日本と中国の外務・防衛当局の幹部による日中安保対話が4年ぶりに開催。
- 3月3日 露国防省、潜水艦からの巡航ミサイル「カリブル」発射演習を日本海で実施、成功したと発表。
- 3月7日 被団協、TPNW参加を求める109万超の署名を外務省に提出。

## 【安全保障・憲法】

- 1月16日 航空自衛隊とインド空軍、共同訓練「ヴィーア・ガーディアン」を日本で初実施(～26日)
- 2月2日 米国国防長官、フィリピンで米軍使用可能基地を新たに4か所設置と発表。
- 2月3日 浜田防衛相、「武力攻撃事態」を想定した海上自衛隊と海上保安庁の共同訓練の早期実施を表明。
- 2月8日 自衛隊、グアムなどで行われた日米豪共同訓練「コブ・ノース」に参加(～24日)。
- 2月9日 マルコス比大統領、岸田首相と東京で会談、自衛隊とフィリピン国軍の共同訓練強化で一致。
- 2月14日 浜田防衛相、2023年度予算でトマホークの所要数をすべて取得

すると表明。

- 2月14日 海上保安庁と米沿岸警備隊が鹿児島沖で初の合同訓練。
- 2月17日 陸上自衛隊とインド陸軍、日本で初めての共同訓練「ダルマ・ガーディアン」を実施(～3月2日)。
- 2月19日 航空自衛隊と米空軍が日本海上の空域で共同訓練。米軍のB-1B戦略爆撃機2機も参加。
- 2月24日 自衛隊の統合幕僚長らと在日米軍の各司令官らが防衛省で会談。共同訓練や情報収集で意見交換。
- 2月27日 海上自衛隊と米海軍が広島湾で初の共同訓練(～3月12日)。
- 2月28日 タイ軍・米軍主催の多国間軍事演習「コブラゴールド」開始(～3月10日)、過去10年で最大規模。
- 3月1日 米政府、F16戦闘機に搭載するミサイル含む武器(6.19億ドル相当)の台湾への売却を承認。
- 3月2日 衆議院憲法審議会初開催。
- 3月6日 日米豪3か国の情報収集機など、九州周辺で情報収集、警戒監視、偵察に関する共同訓練(～8日)。
- 3月7日 内閣府が世論調査の結果を発表。自衛隊増強に賛成が12.4ポイント増え、過去最高の41.5%に。
- 3月13日 海上自衛隊、スリランカ沖で実施された米英仏印など8か国の共同訓練「ラ・ペルーズ」に参加(～14日)。

## 【沖縄】

- 1月18日 沖縄県、米海兵隊に下地島空港(宮古島市)の飛行訓練への使用自粛を強く要請。米軍は、訓練を取りやめると発表。
- 1月19日 防衛省、中国軍の無人偵察機が沖縄本島と宮古島の間を通過して太平洋に出て再び戻ったと発表。
- 1月26日 在日米軍再編で沖縄駐留海兵隊の移転先となるグアムの米軍基地「キャンプ・ブラズ」が運用開始。約4000人が来年から移転開始予定。
- 1月27日 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会(軍転協)、安保3文書の地元説明を求める要請書を日米政府へ提出。
- 1月27日 空自那覇基地でのセクハラ被害を訴えた現役女性自衛官、国を相手に損害賠償を求める訴訟を東京地裁に提訴。
- 1月28日 オスプレイ配備撤回求める建白書提出から10年。東京・銀座で10年前と同じコースをデモ行進。沖縄の基地問題を「全国の問題に」と訴える。
- 2月5日 沖縄防衛局、オスプレイのクラッチ不具合問題で沖縄県に情報提供も、沖縄配備機も部品交換の対象か否かは説明なし。
- 2月9日 F-22暫定配備後の米軍嘉手納基地、騒音回数が増加と周辺自治体が沖縄防衛局を訪れて抗議。
- 2月15日 沖縄県環境保全課、県内5地点の土壌調査結果を公表。宜野湾市立普天間第二小学校の表土から高濃度

のPFOS検出。糸満の16.5倍。

- 2月16日 陸上自衛隊と米海兵隊の大規模な離島奪還訓練「アイアン・フィスト」が、沖縄、熊本、大分、鹿児島で実施(～3月12日)。日本での実施は初めて。
- 2月24日 沖縄の辺野古県民投票から4年迎える。デニー知事「県民投票の民意に応える」とコメント発表。
- 3月5日 石垣島で陸自ミサイル基地配備に反対する市民集会。約200人参加。
- 3月6日 沖縄の声を直接米国に届けようと玉城デニー知事が訪米。米政府や議員らと基地問題で面談、現地会見も(～11日)

## 【朝鮮半島】

- 1月30日 国連安保理、「北朝鮮の核・ミサイル問題」で非公開会合。
- 1月31日 米韓空軍が黄海上空で軍事訓練。米軍の戦略爆撃機B-1Bが参加。
- 2月2日 北朝鮮、米韓の敵対的行動すべてに反応しないが、「正面对決には正面对決」の原則で、米韓が敵視政策を続ける限り対話に応じないと表明。
- 2月3日 韓国空軍、黄海上空で米空軍との合同訓練を実施。
- 2月6日 朝鮮労働党中央軍事委拡大会議で軍事政策に「大転換をもたらす」ための課題を討議。
- 2月8日 北朝鮮、朝鮮人民軍創建75年の軍事パレード実施。
- 2月15日 朝鮮労働党の重要計画である平壤の1万世帯分の住宅建設と江東温室農場建設の着工式が行われる。
- 2月16日 韓国国防省、白書で北朝鮮は「敵」との位置づけを復活。2016年の白書以来。
- 2月16日 国連安保理、「不拡散と北朝鮮」をテーマに非公開会合。
- 2月17日 北朝鮮外務省、米韓の軍事訓練及び米国追従の国連を非難。
- 2月18日 北朝鮮がICBM火星15の発射訓練。
- 2月19日 金与正党中央委副部長、米韓が敵対的行動を行うごとに強力な対抗措置を取ると警告。
- 2月19日 米韓、日米がそれぞれ米国の戦略爆撃機B-1Bを動員した共同訓

## 今号の略語

GX=グリーン・トランスフォーメーション  
IAEA=国際原子力機関  
ICBM=大陸間弾道ミサイル  
NATO=北大西洋条約機構  
NPT=核不拡散条約  
NSC=国家安全保障会議  
PFOS=ペルフルオロオクタンスルホン酸  
PNND=核軍縮・不拡散議員連盟  
新START=新戦略兵器削減条約  
TPNW=核兵器禁止条約

練を実施。

●2月19日 国連事務総長、北朝鮮に「挑発的行動」の即時中止と安保理決議遵守、対話再開を要請。

●2月20日 国連安保理、北朝鮮のICBM発射で緊急会合開催。

●2月22日 日米韓3か国、日本海でミサイル防衛合同訓練。

●2月22日 北朝鮮、同国の軍事行動のみを非難の国連事務総長を批判。

●2月22日 米国防総省、北朝鮮の核兵器使用を想定した机上演習を韓国軍と実施と発表。

●2月24日 北朝鮮、緊張緩和に向けた敵対行動の停止を米国に勧告。

●2月26日 朝鮮労働党中央委員会総会拡大会議開催(～3月1日)。

●3月3日 米韓、合同空中訓練を実施。戦略爆撃機B-1Bなどが参加。

●3月4日 北朝鮮、国連と国際社会に対して米韓の合同軍事演習を中止させるよう求める。

●3月6日 米韓空軍、核兵器搭載可能な戦略爆撃機B-52H参加の合同空中訓練を実施。日米も日本海上空でB-52動員の軍事演習。

●3月6日 北朝鮮外務省、B-52H動員の米韓軍事訓練非難し、軍事的敵対行為の中止を米韓に求める。

●3月9日 北朝鮮、軍事訓練で短距離弾道ミサイルを発射。

●3月12日 北朝鮮、潜水艦「8・24英雄艦」から戦略巡航ミサイル2発を発射。

●3月12日 朝鮮労働党中央軍事委拡大会議、社会主義大建設のための人民軍の任務などを確定。

●3月13日 米韓合同演習「フリーダム・シールド」開始(～23日)(**本号参照**)。

●3月13日 北朝鮮、地对地戦術弾道ミサイル2発を発射。

#### 【中東・イラン】

●1月23日 米国とイスラエル、合同軍事演習「ジュニパー・オーク」を実施(～27日)

●1月28日 イラン中部イスファハンの軍需工場で無人機による攻撃。イランはイスラエルの犯行と断定、報復を宣言。

●1月31日 米商務省、ロシアによるウ

クライナ攻撃に使用された無人機を製造したとして新たにイランの7企業・団体に輸出規制を課したと発表。

●2月5日 イランのハメネイ最高指導者、反政府デモ参加者を含む数万人の受刑者に対する恩赦を実施。

●2月16日 イランのライシ大統領、中国の習近平国家主席とイラン核合意復活に向け、制裁の全面解除を求める共同声明。

●2月28日 IAEA、四半期報告書で、イランの核施設で濃縮度84%の高濃縮ウランが見つかったと報告。

●3月4日 イランのライシ大統領、グロッシIAEA事務局長と共同声明を発表。未申告施設での核開発疑惑問題等に関する協力で合意。

●3月10日 サウジアラビアとイラン、中国の仲介により、2か月以内の外交関係正常化で合意。

●3月15日 中国、ロシア、イランの海軍、オマーン湾で合同軍事演習を実施(～19日)

#### 【原発】

●1月17日 東電旧経営陣3人が業務上過失致死傷罪で強制起訴された刑事裁判で東京高裁が無罪判決。

●1月19日 東電柏崎刈羽3号機の前発審査書類に149か所の誤り。

●1月22日 東海第二原発(東海村)控訴審の裁判長が過去の原発訴訟で国側代理人だったこと明らかに。原告団は裁判長に自発的辞退を求める。

●1月26日 IAEA、ザボリージャ原発周辺で複数の大きな爆発があったとの声明発表。同原発周辺に安全管理区域設定の必要性訴え。

●1月30日 40年超運転めざす高浜原発4号機、中性子急減で原子炉自動停止。関西電力は原因調査へ。

●1月30日 核融合戦略有識者会合で核融合発電実現に向けた国家戦略の骨子案提示。

●2月8日 原子力規制委、原発の60年超運転を可能にする安全規制の制度案了承を見送り。1人が反対。

●2月9日 テロ対策施設の設置遅れで運転停止していた玄海原発4号機が運転再開。

●2月10日 政府、原子力の最大限活用

を盛り込んだGX(グリーントランスフォーメーション)の基本方針及びGX推進法案を閣議決定。

●2月13日 原子力規制委、原子炉等規制法から原発運転期間の規制を削除する法改正を4対1の多数決で了承。

●2月15日 高浜原発4号機の自動停止は、制御棒駆動装置の不具合が原因である可能性が判明。

●2月15日 原子力規制委、女川原発2号機の保安規定変更を認可。

●2月28日 GX脱炭素電源法案(原子力基本法等の束ね法案)を閣議決定。国会に上程。

#### 【その他】

●1月25日 米・独政府、それぞれ主力戦車「エーブラムス」、「レオパルト2」をウクライナに供与すると発表。

●1月26日 ウクライナ軍、露軍が極超音速ミサイル「キンジャル」使用と発表。

●2月1日 ベラルーシ国防省、核搭載可能な短距離弾道ミサイル「イスカンドル」を配備したと発表。

●2月4日 メドベージェフ露前大統領、ウクライナがクリミアを攻撃すれば核を含む「あらゆる手段」で報復を行うと警告。

●2月17日 ミュンヘン安全保障会議開催(～19日)。ウクライナ大統領、軍事支援拡大を要請。

●2月20日 バイデン米大統領、キーウ訪問、ウクライナのゼレンスキー大統領と会談(**本号参照**)。

●2月23日 国連総会緊急特別会合で6回目のウクライナ決議。141か国賛成で採択(**本号参照**)。

●2月24日 中国、「ウクライナ危機の政治的解決に関する中国の立場」と題する12項目の声明を発表(**本号参照**)。

●2月24日 NATO事務総長、中国のウクライナ停戦案について同国は仲裁役として信頼できないと表明。

●3月9日 露国防省、ウクライナの軍事インフラ攻撃に極超音速ミサイル「キンジャル」を再度使用と発表。

●3月14日 米軍、黒海上空で米軍無人機が露軍戦闘機と衝突し墜落と発表。露側は直接の接触はなかったと反論。

### 編集後記

2020年以降、終末時計の残り時間が100秒とか90秒になったままである。時がたてば世界は良くなるという思いは幻想なのか?なぜ、時がたつほどに悪い方向に向かっていくのか?2023年の評価で考慮された要素には、ロシアによるウクライナ侵攻とそれに伴う核兵器使用のリスク増大、気候変動がもたらす継続的脅威、さらに新型コロナウイルス

スなどの生物学的脅威である。私は、これに「生物多様性の減少」という課題も含めるべきだと思う。人類は、1993年、生物多様性条約を作り、以来、生物多様性の低下を食い止め、回復させる国際的努力が続いてきた。しかし資本主義に基づく膨張経済を前提としている限り、その効力は限定的である。日本政府は「陸と海の30%以上を保護

区にする」などの高い行動目標を含む新たな生物多様性国家戦略を閣議決定する作業を進めた。しかし、例えば今号のトピックスにもある生物多様性の豊かな海をつぶすことになる沖縄県辺野古新基地建設に伴う大浦湾・辺野古の埋め立て事業を防衛省が止める気配はない。この要素を考慮すれば、終末時計の残り時間は、更に短くなることになる。(湯浅)

## ピースデポの出版物 『ピース・アルマナック2022』

B5判、258ページ  
編著：ピースアルマナック刊行委員会  
監修：梅林宏道  
出版社：緑風出版

★図説：頻発する米・同盟国軍の中国近海軍事演習／オース設立声明／日米首脳声明が「台湾」言及／日英2+2声明／米国防衛省の2021中国分析／中国の核サイロ？衛星写真分析  
★巻頭エッセイ：  
謝花直美：沖縄「復帰」50年とは  
★注目新資料  
核禁条約の証明・批准を求めた703／地方議会意見書採択全リスト／英核弾頭数引き上げ報告書／核廃絶を求める若者の提言書  
定価 2500円 (税別)



## 北朝鮮の核兵器 —世界を映す鏡—

梅林宏道著  
高文研：A5版、9月刊行

《序章》視座を正す／《第1章》初期の核開発／《第2章》束の間の春へ／《第3章》米ネオコン政治と6か国協議／《第4章》並進路線と戦争抑止力／《第5章》希望と期待／《第6章》核・ミサイル技術の現状／巻末資料／関連年表

定価2750円(税込み)  
ピースデポ扱い：著者割2000円+送料

北朝鮮の核兵器とミサイル開発について整理・分析、国際政治の歴史と現状を明らかにしつつ、北朝鮮とは私たちにとって何かを考察する新機軸の書き下ろし論考。



### ●ピースデポ入会の案内

会員、賛助会員、年間購読者には、『脱軍備・平和レポート』(年6回)と『ピースデポ会報』(年2回)に加え、資料年鑑の書籍『ピース・アルマナック』をお届けします。

詳細や入会の申し込みはピースデポHPをご覧ください。(http://www.peacedepot.org/joinus/member/)



こちらのQRコードを読み込んでいただくとホームページの申し込み画面に移動できます。

### ●お知らせ

2023年度「脱軍備・平和基礎講座」  
(オンライン講座)の概要決定  
全体テーマ：「平和立国」へのビジョン

期間：2023年6月から2024年1月まで

回数：8回

受講料：通し参加 4000円

単発参加 1000円

学生無料



講座各回のテーマと講師、参加者募集などについては4月末頃ピースデポHP(右上のQRコード)でご案内します。

### ●寄付のお願い

私たちの調査・研究活動は、平和・軍縮問題に関心を持つ、一人一人の市民によって支えられています。皆さまのご支援をお願いします。

### ●今年も「よこはま夢ファンド」で6月中にピースデポにご寄付を!

横浜市市民活動推進資金「よこはま夢ファンド」を活用してピースデポに寄付をしていただくと、所得税や法人税について寄付金控除など税の優遇措置が受けられます。(横浜市以外の方は、シューマイやビールなどの返礼品もあります。)

『脱軍備・平和レポート』第20号

発行日 2023年4月1日

発行元 NPO法人ピースデポ

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町1020-5 第4西山ビル304号室

TEL 045-633-1796 FAX 045-633-1797

Eメール office@peacedepot.org

ホームページ http://www.peacedepot.org

【郵便振替口座】

口座番号 00250-1-41182

口座名称 特定非営利活動法人ピースデポ

【銀行口座】

横浜銀行 日吉支店

普通 1561710 トクヒ)ピースデポ

編集委員

北村明美、木元茂夫、湯浅一郎(編集長)、渡辺洋介

次の方々が本号の発行に  
参加・協力しました

朝倉真知子、梅林宏道、北村明美、  
北村琴音、清水春乃、中村和子、野口麻里  
藤田明史、前川大、役重善洋、山田春音  
山中悦子、湯浅一郎、渡辺洋介 ※50音順

制作 NPO法人ピースデポ

印刷 (株)野崎印刷紙器

定価：300円